

# 企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及び企業会計基準適用指針第7号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」の解説

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成17年3月16日に企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（以下「改正会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第7号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（以下「適用指針」という。）を公表した。ASBJでは、「退職給付に係る会計基準」設定時（平成10年6月）には想定しえなかった積立超過が生じているため、その後の諸制度の変化等、環境の大幅な変化を踏まえ、積立超過に関する会計処理のあり方を検討することとされたことを受けて、平成16年11月に、退職給付専門委員会が設置された。その後合計2回の議論を行い、平成17年1月13日に公開草案を公表した。ASBJでは、広くコメントの募集を行った後、公開草案に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で改正会計基準等を公表した。

本稿では、改正会計基準等の適用例を中心に、その概要を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

## 2. 改正会計基準等の概要

### (1) 未認識年金資産の取扱いの見直し

「退職給付に係る会計基準注解」（平成10年6月16日 企業会計審議会）（以下「注解」という。）

（注1）1において、「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。」とされているが、改正会計基準では、この当該超過額（未認識年金資産）を資産及び利益として認識しないとの定めは適用しないこととするとされている（改正会計基準第2項）。

注解（注1）1の定めは、外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識するのは適当ではないということや当該超過額が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われない限り利益認識は適当ではないという考えにより設けられたものとされる。

今回、このような定めを適用しないとされたのは、退職給付を巡る環境が著しく変化し、「退職給付に係る会計基準」の設定時には予測しえなかった大幅な変化（主に、退職給付信託による積立不足解消のための多額の拠出や厚生年金基金の代行返上、さらには企業年金制度の柔軟化）が生じたことにより、注解（注1）1の前提とされた上記の制約が概ね解消したことから、設定時には将来の退職給付費用の

前払いとすることに疑義があった未認識年金資産についても、特別の制限を設ける必要がなくなったものと考えられ、このような諸制度等の変更を中心とする状況変化に基づき、今後は注解（注1）1の定めを適用せず、原則的な考え方である過去勤務債務及び数理計算上の差異の規則的な費用処理が適切に行われることとなるように取り扱うことが適当であると考えられたことによる。

この結果、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合にも、改正会計基準の適用により、当該数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業への当該超過額の払戻しの有無にかかわらず、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理することとなった。

## **(2) 適用時期**

改正会計基準は、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用するものとされているが、平成16年10月1日以後平成17年4月1日前に開始する事業年度から適用することができる。また、平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとされている（改正会計基準第4項）。なお、連結財務諸表が作成されている場合には、個別財務諸表と連結財務諸表の両方について、改正会計基準及び本適用指針を同時に適用するため、例えば、親会社（財務諸表提出会社）が適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる連結子会社の財務諸表についても、連結上、改正会計基準及び適用指針が適用されることとなる（適用指針第6項）。適用指針では、改正会計基準の適用前において未認識年金資産が生じていた場合に、改正会計基準に基づき、既に存在している未認識年金資産の振替の処理及び新たに未認識年金資産としないための処理等の移行に関する会計処理等を示している。

## **(3) 日本公認会計士協会の実務指針との関係**

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付会計実務指針」という。）が、年金資産の返還時の会計処理を明確にするよう平成16年10月4日に改正されているが、改正会計基準及び適用指針は、注解（注1）1に示されている未認識年金資産そのものの見直しであり、対象が異なるものである。また、改正会計基準及び適用指針の公表に伴い、注解（注1）1を適用しないこととされたことを受けて、退職給付会計実務指針が平成17年3月16日に改正されている。これにより、退職給付実務指針の注解（注1）1を受けた取扱い部分が削除等され、関連する設例及びQ&Aの一部改正されている。適用時期の関係については、以下のとおりとなる。

改正会計基準等の適用時期	退職給付会計実務指針の適用
平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から	平成 17 年 3 月 16 日に改正された退職給付会計実務指針による。
平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から	(同上)
平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について	当該事業年度に発生した過去勤務債務（貸方差異）若しくは数理計算上の差異（貸方差異）又は当該事業年度の期末に計上した数理計算上の差異（借方差異）の処理については、平成 17 年 3 月 16 日に改正された退職給付会計実務指針による。

### 3. 会計処理

#### (1) 原則適用（平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する場合）の場合

改正会計基準を平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する場合、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度前に発生し当該事業年度の期首に存在する未認識年金資産は、過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理することとなる（改正会計基準第 5 項、適用指針第 2 項）。

ただし、未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分することができない場合には、その全額を数理計算上の差異とすることができるものとされている。なお、ここでいう合理的に区分することには、個別に把握することのほか、発生時の金額の比率を用いるなど適切な方法により算定することが含まれる。また、これには、過去勤務債務又は数理計算上の差異のいずれかが未認識年金資産の大部分を占めるものと想定される場合、当該未認識年金資産の全額を、大部分を占めるものと想定される項目とすることも含まれるとされている（改正会計基準第 5 項ただし書き、適用指針第 2 項なお書き）。

また、数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合（注解（注 9）2 参照）でも、改正会計基準を適用することにより平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理するものとされている（改正会計基準第 6 項、適用指針第 2 項また書き）。

【例1：原則適用（平成17年4月1日開始事業年度から適用する場合）】

<前提条件>

- (1) X社は適格退職年金制度を採用しており、いわゆる遅延認識項目の状況は以下のとおりであったものとする。
- ・ 会計基準変更時差異500の費用処理年数は10年（年間費用処理額50）であり、すでに平成17年3月31日までの5年分（250）は費用処理されている。
  - ・ 未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。
  - ・ 未認識過去勤務債務の残高はないものとする。
- (2) 平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産130は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。
- (3) 平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,050となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80（借方差異）発生した。
- (4) 設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。なお、設例で用いている記号Aは、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の費用処理額である。

	実際 17/4/1	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31	数理計算 上の差異	実際 18/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)		(1,000)
年金資産	1,130			1,130	(80)	1,050
未積立退職給付債務	130			130		50
未認識年金資産	(130)	③ 130		0		0
会計基準変更時差異	① 250		④ A (50)	200		200
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	② 135	③ (130)	⑤ A (2)	3	⑥ 80	83
前払年金費用/ (退職給付引当金)	385	0	(52)	333	0	333

- ① 平成17年4月1日の会計基準変更時差異の未処理額（借方差異）250は、発生額500のうち、平成17年度前までの5年分（250=500（借方差異）÷10年×5年）を費用処理した後の残高である。

- ② 平成 17 年 4 月 1 日の未認識数理計算上の差異（借方差異）135（= 150×9/10）は、平成 15 年度に発生した 150 を 1 年分費用処理した後の残高である。
- ③ 平成 17 年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産 130 の発生原因が数理計算上の差異であったため、期首に未認識数理計算上の差異に振り替える。
- ④ 会計基準変更時差異の費用処理額 50 = 500（借方差異）÷10 年
- ⑤ 未認識数理計算上の差異の費用処理額 2 = （150（借方差異）÷10 年） + （△130（③により期首に振り替えられた貸方差異）÷10 年）
- 数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異△130 に関り、当期から費用の減額処理をする。
- ⑥ 当期に発生した数理計算上の差異 80 は、会計方針に従い、翌期から費用処理する。

<平成 17 年度における処理>

(仕訳)				
退職給付費用	52	/	退職給付引当金	52
退職給付引当金	52	/	前払年金費用	52

(2) 早期適用（平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から適用）の場合

改正会計基準を平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から適用する場合も、期首から適用することになるため、原則適用の場合の会計処理に準ずることとなる（改正会計基準第 5 項及び第 6 項、適用指針第 3 項（1））。

なお、改正会計基準を早期に適用した場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記（財務諸表等規則第 8 条の 3 及び連結財務諸表規則第 14 条参照）が必要となることに留意する（適用指針第 3 項（2））。

また、平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表においても、改正会計基準を適用することとなり、この場合も、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記（中間財務諸表等規則第 5 条及び中間連結財務諸表規則第 11 条参照）が必要となることに留意する（適用指針第 3 項（3））。

**(3) 早期適用(平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用) の場合**

この場合の早期適用は、2 の早期適用と異なり、平成 16 年度期末から適用することになるため、会計処理の適用に当たっては留意が必要である。

**i) 平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産の取扱い**

**① 未認識年金資産の振替処理**

改正会計基準を平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用する場合、当該事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産は、過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理することとなる(改正会計基準第 5 項、適用指針第 4 項(1))。(「当該事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産」については、以下の i) ②及び ii) を参照。)

未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分することができない場合には、原則適用の場合の会計処理(適用指針第 2 項ただし書き)と同様に、その全額を数理計算上の差異とすることができるとされている(適用指針第 4 項(1))。なお、ここでいう合理的に区分することについても、原則適用の場合の会計処理(適用指針第 2 項なお書き)と同様に、個別に把握することのほか、発生時の金額の比率を用いるなど適切な方法により算定することが含まれ、また、これには、過去勤務債務又は数理計算上の差異のいずれかが未認識年金資産の大部分を占めるものと想定される場合、当該未認識年金資産の全額を、大部分を占めるものと想定される項目とすることも含まれるとされている(適用指針第 4 項(1))。

この場合、数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合でも、当該事業年度の期首に発生したものとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理することに留意する(改正会計基準第 6 項、適用指針第 4 項(1))。

**② 当該事業年度中に未認識年金資産の全部又は一部が解消された場合**

当該事業年度中に未認識年金資産の全部又は一部が解消されるケースとして、事業主への返還による年金資産の減少や制度改訂等による退職給付債務の増加等に伴う場合がある。積立超過の解消は改正会計基準の早期適用とは関係しないものであり、また、適用指針にその取扱いは示されていないため、これまでどおりの会計処理が行われることとなる。よって、平成 16 年 10 月 4 日改正の「退職給付会計実務指針」第 31-2 項に従えば、当該解消額に相当する数理計算上の差異又は過去勤務債務を合理的に区分して算定し、当該解消日に発生したものとして費用(減額)処

理の対象とされることとなる。当該事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産は、このような期中における積立超過の解消を反映した金額となるものと考えられる。

ii) 平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に発生した過去勤務債務又は数理計算上の差異

① 当該事業年度に発生した過去勤務債務（貸方差異）又は数理計算上の差異（貸方差異）

改正会計基準の適用により、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する（適用指針第 4 項（2））。このため、改正会計基準適用する前であれば、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該過去勤務債務や数理計算上の差異は未認識年金資産となったが、注解（注 1）1 を適用しない扱いという改正会計基準を早期適用するため、当該過去勤務債務や数理計算上の差異を未認識年金資産とせず、通常どおり、費用の減額として処理する。

② 当該事業年度の期末に計上した数理計算上の差異（借方差異）

実務上の配慮から、未認識年金資産の全部又は一部を解消するものとせず、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い費用処理する（適用指針第 4 項（2）なお書き）。

①②については、改正会計基準を早期適用することにより、これまでの会計処理とは異なる取扱い（通常どおりの取扱い）を当期から行うことが、適用指針によって明らかにされたものであると考えられる。いずれの場合でも、通常どおりの取扱いとなるものであるため、数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合には、翌期から費用（の減額として）処理することとなる。

（3）早期適用に関する留意事項

改正会計基準を平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用する場合、当該事業年度を構成する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表については改正会計基準を適用していなかったこととなるが、これは、会計基準の変更に伴うものであり、中間期において複数の会計処理が認められている中から選択適用する会計処理の原則及び手続ではないため、いわゆる中間・年度の首尾一貫性が保持されていないもの（監査委員会報告第 36 号「中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性」2 参照）には該当しない（適用指針第 4 項（3））。

また、この場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記（財務諸表等規則第 8 条の 3 及び連結財務諸表規則第 14 条参照）が必要となることに留意する（適用指針第 4 項（4））。

【例 2：早期適用（平成 16 年 3 月 31 日終了事業年度から適用する場合）】

＜前提条件＞

- (1) Y 社は適格退職年金制度を採用しており、いわゆる遅延認識項目の状況は以下のとおりであったものとする。
- ・ 未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間 10 年の定額法により費用処理する方法を採用している。
  - ・ 会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。
- (2) 平成 17 年 3 月 31 日に終了する事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産 200 は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。
- (3) 平成 17 年 3 月 31 日における年金資産の公正な評価額は 1,230 となり、年金資産に係る数理計算上の差異が 30（貸方差異）発生した。
- (4) 設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。なお、設例で用いている記号 A は、未認識数理計算上の差異の未処理額の費用処理額である。

	実際 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31	振替	振替分 費用減額	数理計算 上の差異	実際 17/3/31
退職給付債務	(1,000)		(1,000)				(1,000)
年金資産	1,200		1,200			30	1,230
未積立退職給付債務	200		200				230
未認識年金資産	(200)		(200)	③ 200			0
未認識過去勤務債務	0		0				0
未認識数理計算上の差異	① 270	② A (30)	240	③ (200)	④ A 20	⑤ (30)	30
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(30)	240	0	20	0	260

- ① 平成 16 年 4 月 1 日の未認識数理計算上の差異（借方差異）270（= 300×9/10）は、平成 14 年度に発生した 300 を平成 15 年度に 1 年分費用処理した後の残高である。
- ② 未認識数理計算上の差異の費用処理額 30 = 300（借方差異）÷10 年
- ③ 平成 16 年度前に発生し期末に存在する未認識年金資産 200 は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、期首に発生した数理計算上の差異とみなし振り替える。
- ④ ③により振り替えた数理計算上の差異（貸方差異）の費用の減額処理額  $\Delta 20 = \Delta 200 \div 10$  年
- ⑤ 当期に発生した数理計算上の差異は、会計方針に従い、翌期から費用の減額処理をする。（注）

<平成 16 年度における処理>

(仕訳)			
退職給付費用	※ 10	/	退職給付引当金 10
退職給付引当金	10	/	前払年金費用 10

※ ②30 - ④20 = 10

(注) 【例 2】では、期末に発生する数理計算上の差異が有利差異 30 であることを前提としているが、これが不利差異である借方差異の数理計算上の差異が計上された場合であっても、適用指針第 4 項(2)により、期首前に発生し期末に存在する未認識年金資産を算定する上で、未認識年金資産の解消としては取り扱わず、当期に発生した数理計算上の差異として、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用処理する。